

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第十一条 法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）</u>をもって調製するファイルに<u>情報を記録したものとす</u>る。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第十一条 法第二十九条の二第三項及び第三十三条の三第三項に規定する内閣府令で定める<u>電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとす</u>る。</p> <p>一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 登録申請者の商号又は名称</p> <p>二 申請年月日</p>

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十六条 法第三十四条の二第四項(法第三十四条の三第十二項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十七条の三 法第三十四条の二第十二項(法第三十四条の三第三項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十六条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十七条の三 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも

〔2・3 略〕

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条 契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

〔2・3 略〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百十条 〔略〕

〔2・5 略〕

6 第一項第五号イ及びロ、第三項並びに第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

〔7・8 略〕

（電磁的記録）

って調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条 契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

〔2・3 同上〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百十条 〔同上〕

〔2・5 同上〕

6 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

〔7・8 同上〕

（電磁的記録）

第二百八条の二十一 法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

(電磁的記録)

第二百三十八条の三 法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

「号を削る。」

「号を削る。」

第二百八条の二十一 法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとす。

一 日本産業規格 X 六二二三 に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二 に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格 X 六二二五 に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格 X 〇六〇五 に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定親会社の商号又は名称
二 届出年月日

(電磁的記録)

第二百三十八条の三 法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとす。

一 日本産業規格 X 六二二三 に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二 に適合する直径百二

「項を削る。」

「項を削る。」

(電磁的記録)

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

十ミリメートルの光ディスク

2|| 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式

3|| 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の商号又は名称

二 届出年月日

(電磁的記録)

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一|| 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二|| 日本産業規格X六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2|| 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇

「項を削る。」

(電磁的記録)

第二百六十一条 法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

六〇五に規定する方式

3|| 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の商号又は名称
- 二 届出年月日

(電磁的記録)

第二百六十一条 法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一|| 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二|| 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2|| 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3|| 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録申請者の商号又は名称
- 二 申請年月日

(登録申請書の添付書類)

第三百条 「略」

2 前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録(次条に定めるものに限る。)を添付することができる。

〔3・4 略〕

(電磁的記録)

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

(登録申請書の添付書類)

第三百条 「同上」

2 前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録(次条に規定するものに限る。)を添付することができる。

〔3・4 同上〕

(電磁的記録)

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 登録申請者の商号又は名称

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第三百三十条 法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>
	<p>二 申請年月日</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第三百三十条 法第六十六条の五十一第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 登録申請者の商号又は名称</p> <p>二 申請年月日</p>